

## 給付型奨学金（大学等）の選考方法について（変更案）

### 1 選考要件

- （１）成績・・・３年間（第３学年１学期（又は前期）まで）の評定が４．３以上
- （２）家庭の状況・・・多子世帯・ひとり親世帯
- （３）道市民税所得割額（税額控除前の額）・・・２５７，５００円未満
- （４）性行が善良であること・・・高等学校からの推薦書で選考委員が評価

### 2 選考方法

第１基準で順位付けを行い、入学準備金と奨学金の累計が予算額を超える順位が複数人いた場合は、第２基準でその複数人の順位付けを行い、予算の範囲までを決定する。

- （１）第１基準（成績と家庭状況）の点数により順位付けを行う。

#### ア 成績要件（客観的評価項目）３０点の配点

|    |     |       |       |       |       |     |       |       |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 成績 | 5   | 4.9   | 4.8   | 4.7   | 4.6   | 4.5 | 4.4   | 4.3   |
| 点数 | 30点 | 28.8点 | 27.6点 | 26.4点 | 25.2点 | 24点 | 22.8点 | 21.6点 |

#### イ 家庭状況（客観的評価項目）２０点の配点（ひとり親世帯５点、多子世帯３～１５点）

- ・ひとり親世帯 ５点
- ・多子世帯（本人含め、保護者が扶養する子どもの人数）

|    |    |    |    |    |     |      |
|----|----|----|----|----|-----|------|
| 人数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人  | 5人以上 |
| 点数 | 0点 | 3点 | 6点 | 9点 | 12点 | 15点  |

※ただし、次の給付対象となる延べ人数を、扶養人数から減算する。

- ①次年度に国の多子世帯への大学等授業料・入学金の無償化への授業料等減免の対象となる者
- ②本市給付型奨学金（大学等）を受給中の者

### ※保護者が扶養する子どもの人数について（令和７年度追記）

令和７年４月の大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、国の多子世帯への授業料等減免の制度では市民税における生計維持者の扶養親族等を算定の対象とすることとなったことから、人数の確認方法として、本市給付型奨学金においても、申請時点（今秋）で確定している直近の税情報の扶養人数を確認することで、来春の国の減免制度との整合を図ることとする。

すなわち、申請時には既に独立している子どもであっても、直近の所得課税証明書等に記載されている扶養人数に含まれている者は、子どもの人数として含まれることとなるため、この人数を子どもの人数とした上で、授業料等減免の対象となる者を判定する。

ただし、①次年度に国の多子世帯への授業料等減免の対象となる者は、次年度に在学予定の者となるため、既に独立している者及び卒業年次の者は、子どもの人数に含まれても減算対象にはしない。

一方、②本市給付型奨学金（大学等）を受給中の者は、今年度受給中の者を減算対象とする。（廃止等となった者は除く。）

(2) 第2基準（道市民税所得割額と性行が善良であること）の点数により、予算の範囲の上限を含む順位（必要に応じてその下位も含む。）の、順位付けを行う。

ア 道市民税所得割額（客観的評価項目）60点の配点

次のとおり、257,500 円未満までを40区分として配点する。

道市民税所得割額の配点

| 区分 | 所得割額        |             | 点数   | 区分 | 所得割額        |             | 点数   |
|----|-------------|-------------|------|----|-------------|-------------|------|
| 1  | 0 円         | 100 円未満     | 60   | 21 | 125,500 円以上 | 132,100 円未満 | 30   |
| 2  | 100 円以上     | 6,700 円未満   | 58.5 | 22 | 132,100 円以上 | 138,700 円未満 | 28.5 |
| 3  | 6,700 円以上   | 13,300 円未満  | 57   | 23 | 138,700 円以上 | 145,300 円未満 | 27   |
| 4  | 13,300 円以上  | 19,900 円未満  | 55.5 | 24 | 145,300 円以上 | 151,900 円未満 | 25.5 |
| 5  | 19,900 円以上  | 26,500 円未満  | 54   | 25 | 151,900 円以上 | 158,500 円未満 | 24   |
| 6  | 26,500 円以上  | 33,100 円未満  | 52.5 | 26 | 158,500 円以上 | 165,100 円未満 | 22.5 |
| 7  | 33,100 円以上  | 39,700 円未満  | 51   | 27 | 165,100 円以上 | 171,700 円未満 | 21   |
| 8  | 39,700 円以上  | 46,300 円未満  | 49.5 | 28 | 171,700 円以上 | 178,300 円未満 | 19.5 |
| 9  | 46,300 円以上  | 52,900 円未満  | 48   | 29 | 178,300 円以上 | 184,900 円未満 | 18   |
| 10 | 52,900 円以上  | 59,500 円未満  | 46.5 | 30 | 184,900 円以上 | 191,500 円未満 | 16.5 |
| 11 | 59,500 円以上  | 66,100 円未満  | 45   | 31 | 191,500 円以上 | 198,100 円未満 | 15   |
| 12 | 66,100 円以上  | 72,700 円未満  | 43.5 | 32 | 198,100 円以上 | 204,700 円未満 | 13.5 |
| 13 | 72,700 円以上  | 79,300 円未満  | 42   | 33 | 204,700 円以上 | 211,300 円未満 | 12   |
| 14 | 79,300 円以上  | 85,900 円未満  | 40.5 | 34 | 211,300 円以上 | 217,900 円未満 | 10.5 |
| 15 | 85,900 円以上  | 92,500 円未満  | 39   | 35 | 217,900 円以上 | 224,500 円未満 | 9    |
| 16 | 92,500 円以上  | 99,100 円未満  | 37.5 | 36 | 224,500 円以上 | 231,100 円未満 | 7.5  |
| 17 | 99,100 円以上  | 105,700 円未満 | 36   | 37 | 231,100 円以上 | 237,700 円未満 | 6    |
| 18 | 105,700 円以上 | 112,300 円未満 | 34.5 | 38 | 237,700 円以上 | 244,300 円未満 | 4.5  |
| 19 | 112,300 円以上 | 118,900 円未満 | 33   | 39 | 244,300 円以上 | 250,900 円未満 | 3    |
| 20 | 118,900 円以上 | 125,500 円未満 | 31.5 | 40 | 250,900 円以上 | 257,500 円未満 | 1.5  |

イ 性行が善良であること（委員による評価）60点の配点

| 出席委員<br>(過半数以上) | 出席委員<br>(委員長除く) | 委員1人当た<br>りの持ち点 | 5段階評価とした場合 |      |      |      |      |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------|------|------|------|------|
| 7人              | 6人              | 10点             | 10点        | 8点   | 6点   | 4点   | 2点   |
| 6人              | 5人              | 12点             | 12点        | 9.6点 | 7.2点 | 4.8点 | 2.4点 |
| 5人              | 4人              | 15点             | 15点        | 12点  | 9点   | 6点   | 3点   |
| 4人              | 3人              | 20点             | 20点        | 16点  | 12点  | 8点   | 4点   |